

八尾市職員倫理条例等の一部改正  
新旧対照表

(1) 八尾市職員倫理条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>八尾市職員倫理条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する本市職員（以下「職員」という。）</u>が職務を遂行するに当たって、常に自覚しなければならない<u>公務員倫理の確立及び法令遵守体制</u>に関して必要な事項を定めるとともに、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずることにより、市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保し、市民と共に公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>八尾市職員のコンプライアンスの推進に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u>  <u>第2章 職員倫理等（第3条―第7条）</u>  <u>第3章 公益通報（第8条―第12条）</u>  <u>第4章 不当要求行為等（第13条―第16条）</u>  <u>第5章 ハラスメント（第17条・第18条）</u>  <u>第6章 八尾市コンプライアンス審査委員会（第19条・第20条）</u>  <u>第7章 雑則（第21条―第23条）</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、<u>職員</u>が職務を遂行するに当たって、常に自覚しなければならない<u>コンプライアンス</u>に関して必要な事項を定めるとともに、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずることにより、市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保し、市民と共に公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>職員</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。</p> <p>(2) <u>コンプライアンス</u> 法令の遵守及び倫理の保持をいう。</p> <p>(3) <u>法令</u> 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例並びに市の機関が定める規則、規程及び訓令をいう。</p> <p>(4) <u>通報対象事実</u> 次に掲げる事実をいう。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ アに掲げるもののほか、法令に違反する事実</p>

ウ 人の生命、身体、財産その他の利益を害する事実

(5) 内部公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、市政運営において通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、任命権者に通報することをいう。

(6) 外部公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その役務提供先（公益通報者保護法第2条第1項に規定する役務提供先をいう。）等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、市の機関（当該通報対象事実について処分（同項に規定する処分をいう。）又は勧告等（同項に規定する勧告等をいう。）をする権限を有するものに限る。第12条において同じ。）に通報することをいう。

(7) 不当要求行為等 正当な理由なく、特定のものが有利な取扱いを受け、又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為その他の公正な職務の遂行を損なう行為をいう。

(8) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他の誹謗、中傷、風評等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

## 第2章 職員倫理等

### （倫理原則）

#### 第3条 略

##### 2 略

3 職員は、自己の職務に利害関係のある者（第20条第3号において「利害関係者」という。）との接触については、市民の疑惑を招くことのないよう留意しなければならない。

##### 4 略

### （管理監督者の責務）

第4条 管理監督者は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な服務の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

### （基本的心構え）

#### 第2条 略

##### 2 略

3 職員は、自己の職務に利害関係のある者（以下「利害関係者」という。）との接触については、市民の疑惑を招くことのないよう留意しなければならない。

##### 4 略

### （職員の責務）

第3条 職員は、違法又は公正な職務の遂行を損なうこととなることが明白な行為を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、公正な職務の遂行を損なうおそれがあるとき、又はそのような行為若しくは前項の行為を求める要求があったときは直ちに規則で定める上司及び所属長に報告しなければならない。

### （管理監督者の責務）

第4条 管理監督者の立場にある者（以下「管理監督者」という。）は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な服務の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

2 管理監督者は、部下職員から前条第2項の報告を受けたときは、適法かつ公正な職務を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 前条第2項に規定する所属長は、同項の報告を受けた場合において、当該報告の内容が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認められるときは、第6条に規定する倫理委員会に通知しなければならない。公正な職務の遂行を損なうおそれがある行為又は前条第1項の行為を求める要求を規則で定める所属長自らが受けたときも同様とする。

(内部情報等の提供禁止)

第4条の2 職員は、法令(条例及び規則を含む。)に定めがある場合を除くほか、公正な職務の遂行を損ない、又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を何人に対しても提供してはならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、公務員倫理及び法令遵守体制の確立並びに公正な職務の遂行の確保に資するよう、職員への研修の実施、市民への情報公開、本市に係る業者等への指導啓発を行うとともに、職員の遵守すべき事項を定める等必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第5条の2 略

2 何人も、本市職員(法第3条第3項に規定する特別職を含む。)に対して、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。

(内部情報等の提供禁止)

第5条 職員は、法令に定めがある場合を除くほか、公正な職務の遂行を損ない、又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を何人に対しても提供してはならない。

(任命権者の責務)

第6条 任命権者は、コンプライアンス体制の確立及び公正な職務の遂行の確保に資するよう、職員への研修の実施、市民への情報公開、本市に係る業者等への指導啓発を行うとともに、職員の遵守すべき事項を定める等必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第7条 略

2 何人も、職員(法第3条第3項に規定する特別職に属する者その他規則で定める者を含む。)に対して、不当要求行為等をしてはならない。

第3章 公益通報

(内部公益通報の受理等)

第8条 任命権者は、内部公益通報を受けたときは、その旨を第19条第1項に規定する八尾市コンプライアンス審査委員会(以下この章から第5章までにおいて「委員会」という。)に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による報告を受けた場合において、調査を行う必要があると認めるときは、その旨を任命権者に通知しなければならない。この場合において、委員会において調査を行うこととするときは、併せて、その旨を通知しなければならない。

3 委員会は、第1項の規定による報告を受けた場合において、調査を行う必要がないと認めるときは、その旨を任命権者に通知しなければならない。

(内部公益通報の調査等)

第9条 任命権者は、前条第2項前段の規定による通知を受けたときは、同項後段に規定する場合を除き、直ちに必要な調査を行わなければならない

い。

2 任命権者は、前項の調査を終えたときは、その結果を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告を受け、又は前条第2項後段の調査を終えた場合であって、通報対象事実があると認めるときは、その旨を任命権者に通知するとともに、法令に基づく措置その他適当な措置を講ずるよう任命権者に勧告しなければならない。

4 委員会は、第2項の規定による報告を受け、又は前条第2項後段の調査を終えた場合であって、通報対象事実がないと認めるときは、その旨を任命権者に通知しなければならない。

(内部公益通報の措置等)

第10条 任命権者は、前条第3項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に基づいて法令に基づく措置その他適当な措置を講ずるとともに、その措置の内容を委員会に報告しなければならない。

2 前項の場合において、任命権者は、規則で定めるところにより、当該勧告の内容についての市民への公表その他必要な措置を講ずることができる。

(通報者の保護等)

第11条 任命権者は、内部公益通報をしたことを理由として、当該内部公益通報をした者(次項において「通報者」という。)に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

2 通報者は、内部公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料するときは、その旨を任命権者に申し出ることができる。

3 第8条から前条までの規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「内部公益通報」とあるのは「第11条第2項の規定による申出」と、第9条第3項及び第4項中「通報対象事実」とあるのは「不利益な取扱い」と読み替えるものとする。

(外部公益通報の調査等)

第12条 市の機関は、外部公益通報を受けたときは、必要な調査を行い、当該外部公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置を講じなければならない。

第4章 不当要求行為等

(不当要求行為等の報告等)

第13条 職員は、不当要求行為等があったときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、不当要求行為等があったときは、直ちに規則で定める上司及び所属長に報告しなければならない。

(倫理委員会の設置)

第6条 本市における公務員倫理及び法令遵守体制の確立並びに服務規律の徹底を図り、その確保について調査を行い、公正な職務の遂行を確保するため、八尾市職員倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を設置する。

2 倫理委員会は、委員5名をもって組織する。

3 前項の委員（以下「委員」という。）は、職員の職務遂行並びに職務に係る倫理の保持に関して公正な判断をすることができ、公務員倫理及び法令遵守体制に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 倫理委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 この条例に定めるもののほか、倫理委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(倫理委員会の任務)

第7条 倫理委員会は、第4条第3項の規定により通知があった場合において、当該通知の内容が公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為に該当すると疑うに足りる相当の理由があると認められるときは、直ちに必要な調査を行うものとする。公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為の要求を受けたと認める第5条の2第2項に定める特別職から、必要な調査の依頼を受けた場合も同様とする。

2 倫理委員会は、前項の調査の結果、公正な職務の遂行を損なう行為（以下「不当行為」という。）があったと認められる場合においては、その旨を任命権者（法第3条第3項第1号に規定する特別職（就任について公選又は市議会の選挙によることを必要とする職に限る。）から前項の依頼があったときは当該特別職）に報告しなければならない。

3 倫理委員会又は委員長は、第4条第3項の規定

3 前項の規定による報告を受けた者は、適法かつ公正な職務を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 第2項に規定する所属長は、同項の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認められるときは、委員会に通知しなければならない。不当要求行為等を当該所属長自らが受けたときも、同様とする。

(不当要求行為等の調査等)

第14条 委員会は、前条第4項の規定による通知があった場合において、当該通知の内容が不当要求行為等に該当すると疑うに足りる相当の理由があると認められるときは、直ちに必要な調査を行うものとする。不当要求行為等を受けたと認める第7条第2項に規定する特別職から、必要な調査の依頼を受けた場合も、同様とする。

2 委員会は、前項の調査の結果、不当要求行為等があったと認められる場合においては、その旨を任命権者（法第3条第3項第1号に規定する特別職（就任について公選又は市議会の選挙によることを必要とする職に限る。）から前項の依頼があったときは、当該特別職）に報告しなければならない。

3 委員会は、前条第4項の規定により通知した所

により通知した所属長又は第1項の依頼をした特別職（前項の報告を受けたものを除く。）に、第1項の調査の結果を通知しなければならない。

4 第2項の報告を受けた任命権者又は同項に規定する特別職（市長を除く。）は、その旨を市長に報告しなければならない。

5 倫理委員会は、第1項から第3項までに規定するもののほか、次に掲げる事項を担当する。

(1) 公務員倫理の確保及び法令遵守体制の整備に関し調査、研究するとともに、必要に応じ任命権者に意見を述べること。

(2) 職員に利害関係者との接触について市民の疑惑を招くおそれがあると認められる場合の事情聴取等の調査に関すること。

(3) その他この条例及びこの条例に基づく規則の遵守の徹底を図ること。

(不当行為者への警告等)

第8条 市長は、前条第2項又は第4項の報告を受けたときは、当該報告に基づいて不当行為の行為者に対して警告を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は規則に定めるところにより当該報告の内容についての市民への公表その他必要な措置を講ずることができる。

3 市長又は病院事業管理者は、競争入札の参加資格を有する業者に対して第1項の警告を行ったときは、別に定めるところにより当該業者に対し指名停止その他必要な措置を講ずるものとする。

属長又は第1項の依頼をした特別職（前項の規定による報告を受けたものを除く。）に、第1項の調査の結果を通知しなければならない。

4 第2項の規定による報告を受けた任命権者又は同項に規定する特別職（市長を除く。）は、その旨を市長に報告しなければならない。

(不当要求行為等の行為者への警告等)

第15条 市長は、前条第2項又は第4項の規定による報告を受けたときは、当該報告に基づいて不当要求行為等の行為者に対して警告を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、規則で定めるところにより、当該報告の内容についての市民への公表その他必要な措置を講ずることができる。

3 市長又は病院事業管理者は、競争入札の参加資格を有する業者に対して第1項の警告を行ったときは、別に定めるところにより、当該業者に対し入札参加停止その他必要な措置を講ずるものとする。

(報告者等の保護等)

第16条 第11条の規定は、第13条第2項の規定による報告又は同条第4項の規定による通知をした者の保護等について準用する。この場合において、第11条第1項及び第2項中「内部公益通報」とあるのは「第16条の報告又は通知」と、「通報者」とあるのは「報告者等」と読み替えるものとする。

## 第5章 ハラスメント

(ハラスメントの禁止等)

第17条 職員（八尾市特別職の職員で常勤のもの）の給与に関する条例（昭和44年八尾市条例第17号）第1条各号に掲げる者及び教育長を含む。次項において同じ。）は、ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、ハラスメントを許さない職場づくりに努めなければならない。

(ハラスメントへの対応)

第18条 任命権者は、職員からハラスメントに係る相談を受けたときは、委員会に意見を求めることができる。

2 第8条(第1項を除く。)から第10条までの規定は、前項の規定による意見の求めがあった場合について準用する。この場合において、第8条第2項中「前項の規定による報告を受けた」とあり、及び同条第3項中「第1項の規定による報告を受けた」とあるのは「第18条第1項の規定による意見の求めがあった」と、第9条第3項及び第4項中「通報対象事実」とあるのは「第18条第1項の相談に係る事実」と読み替えるものとする。

3 第11条の規定は、第1項の相談をした者の保護等について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「内部公益通報」とあるのは「第18条第1項の相談」と、「通報者」とあるのは「相談者」と読み替えるものとする。

第6章 八尾市コンプライアンス審査委員会  
(委員会の設置)

第19条 本市におけるコンプライアンス体制の確立及び服務規律の徹底を図り、その確保について調査を行い、公正な職務の遂行を確保するため、八尾市コンプライアンス審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会の所掌事項)

第20条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) コンプライアンス体制の確立に関し調査し、及び研究するとともに、必要に応じ任命権者に意見を述べること。

(3) 職員に利害関係者との接触について市民の疑惑を招くおそれがあると認められる場合の事情聴取等の調査に関すること。

(4) その他この条例及びこの条例に基づく規則の遵守の徹底を図ること。

第7章 雑則

(調査への協力)

第21条 任命権者又は委員会は、この条例の規定による調査等に関係のある者に対し、当該調査等に係る協力を求めることができる。

(運用状況の公表)

第22条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(2) 職員の分限に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第4条 略	第1条～第4条 略
第5条 職員の意に反する降任（法第28条の2第1項の規定による降任を除く。）、免職、降給及び休職の処分は、辞令書並びに法第49条に規定する説明書を当該職員に交付して行なうものとする。	第4条の2 任命権者は、職員の意に反する降任（法第28条の2第1項の規定による降任を除く。）、免職、降給及び休職の処分をする場合には、第8条の2第1項に規定する八尾市職員分限懲戒審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める処分については、この限りでない。
第6条～第8条 略	第5条 前条本文に規定する処分は、辞令書及び法第49条に規定する説明書を当該職員に交付して行なうものとする。
第9条 略	第6条～第8条 略 （職員分限懲戒審査委員会） 第8条の2 職員の分限及び懲戒処分の公正を期するため、八尾市職員分限懲戒審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、この条例及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年八尾市条例第111号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
	第9条 略

(3) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 案
第1条・第2条 略 （懲戒の手續）	第1条・第2条 略 （懲戒の手續）
第3条 法第29条第1項の規定により職員に対し懲戒処分として行なう戒告、減給、停職又は免職の処分は、同項の各号の1に該当すると認められる事実に基づくものでなければならない。	第3条 法第29条第1項の規定により職員に対し懲戒処分として行なう戒告、減給、停職又は免職の処分は、同項各号のいずれかに該当すると認められる事実に基づくものでなければならない。
2 前項の戒告、減給、停職又は免職の処分は、辞令書並びに法第49条に規定する説明書を当該職員に交付して行なうものとする。 （懲戒の効果）	2 任命権者は、前項に規定する処分をする場合には、職員の分限に関する条例（昭和26年八尾市条例第110号）第8条の2第1項に規定する八尾市職員分限懲戒審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める処分については、この限りでない。
第4条 略	3 第1項に規定する処分は、辞令書及び法第49条に規定する説明書を当該職員に交付して行なうものとする。 （懲戒の効果）
	第4条 略

2 略

3～5 略  
第5条 略

2 略

3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に係る減給は、前項の規定にかかわらず、1回の額が労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条第1項に規定する平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。

4～6 略  
第5条 略